

Date: 2022/02/20 15:46

From: 安部高樹(Takaki Abe) <abe@shihoo.com>

Subject: 正林駐車場賃料債務についての「新」確認・同意・承諾書

To: 西山紀男(OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

西山 紀男 様

下記のとおりよろしくお願い申し上げます。

2022(令和4)年2月20日

西山 紀男 様

西山キミエ様 成年後見人 安部高樹

お世話になっております。

本年1月30日付の西山様宛メールにおいて、2021年9月28日付で西山様にお送りした「確認書(または同意書または承諾書)」の内容を多少変えたものをお送りする旨予告しましたが、新たな「確認書(または同意書または承諾書)」ができましたので、お送りいたします。

この「確認書(または同意書または承諾書)」について説明します。

1. 前回の「確認書(または同意書または承諾書)」では、消滅時効の主張が困難または本件にそぐわないとの理由で消滅時効の主張を考えない債務額を前提としていましたが、その後、西山和子さんの成年後見人弁護士加藤貴大氏(以下、単に「加藤弁護士」といいます)から10年間の消滅時効の主張(援用)を容認すると解釈できる文書が届きましたので、消滅時効を援用することを前提にしています。

これを前提に、元金のみで加藤弁護士と合意するか、遅延損害金加えた額で合意するかを主な選択肢としています。

2. 辻氏による西山キミエ様への預金通帳への記入から、明らかにキミエ様から和子さんへの債権と思えるもの(和子さん分の固定資産税をキミエ様が支払ったことにより生じる債権)及び駐車場の補修工事代等の和子さん負担分は、キミエ様の和子さんに対する債権から引いて選択肢に書いております(なお、キミエ様から和子さんへの債権は現在判明しているもの以上になる可能性がありますので、それを考慮した選択肢となっています)。

3. 加藤弁護士は和子さんへからキミエ様に対する駐車場賃料に関する債権額だけでも確定したいとのことでしたが、単に債権額だけ決め、支払方法を決めないと、キミエ様がお元気の間は支払いは猶予されたとしてもキミエ様について相続開始後、加藤弁護士から相続人の方々が残金を一括請求される可能性がありますので、債権額とともにキミエ様がお元気なうちからの分割払いでの支払い方法を加藤弁護士に提案しこれについて合意したほうがよいと考え、そのような選択肢も設けています。

キミエ様がお元気な間は支払いを猶予してもらい、相続開始後相続人の方が分割払いをするという決め方も考えられないではないですが、キミエ様が全く支払っていないと相続開始時の債務額が比較的多くなることと、キミエ様の支払いとは関係なく相続開始後の相続人の方々の支払いをこの「確認書(または同意書または承諾書)」で決めるのはそぐわないと思います。

なお、2021年9月28日付の「確認書(または同意書または承諾書)」に「西山キミエの現在の収支が毎月約6万5000円の赤字(成年後見人の報酬の推定月額を考慮した金額である)」と書きましたが、今回、計算し直すと成年後見人の報酬の推定月額を考慮したとしてもその赤字額は3万円弱程度となりましたので、選択肢にこの数字を反映しています(一応何度か計算してこの数字になりましたので、前回の数字は計算違いだったのかもしれませんが)。

もちろんこの3万円弱の数字が計算違いの可能性もありますので、今後何度か計算し直してもし間違っている場合にはお知らせします)。

4. 前回は「確認書(または同意書または承諾書)」に、キミエ様の預貯金額が極めて少なくなった場合の補填方法(推定相続人の方々に補填していただく、推定相続人の方々が受取人となっている生命保険を解約させていただく)についての選択肢も設けておりましたが、この件はもし承諾等いただくとすると別の承諾書等で行うべきと考えますので、今回の「確認書(または同意書または承諾書)」には記載していません。

この文書は、PDFでお送りするほか、メール本文にも記載してお送りします(メール本文は「テキスト」で送りますので、体裁がPDFとは異なります)。

また、「確認書(または同意書または承諾書)」をPDFとWordファイルでお送りするほか、参考資料として次のものをお送りします。

(1) 賃料債務(西山キミエ様の和子さんに対する債務)と西山キミエ様の和子さんに対する債権の計算をしたExcelファイル(ファイル名:正林駐車場 賃料 和子様分計算 2012-05_2021-02)

(2) 上記のExcelファイルの賃料債務(西山キミエ様の和子さんに対する債務)の部分をもPDFにしたもの(ファイル名:賃料債務 2012-05-07_2021-02)と西山キミエ様の和子さんに対する債権の部分をもPDFにしたもの(ファイル名:西山和子への債権 2012-05_2020-11)

加藤弁護士から当職に届いた文書から、加藤弁護士は本年5月末頃までには和子さんに対するキミエ様の債務額について合意したいと考えているようであり、これを過ぎると訴えを提起される可能性があります(本年5月末頃までに合意をしたいという以降から、たとえばそれよりも遅くとも半月程度前までにはこちらから何らかの提示をする必要あると思います)。

当該債務額について合意すると、債務額(実際にはその相続開始時点での債務の残額)を推定相続人の皆様が相続しますので、推定相続人の方々の「確認または同意または承諾」をいただいてから、加藤弁護士との合意の交渉を始めたいと思います。

かねてより申し上げますように、加藤弁護士から訴え提起された場合は、こちらは(西山キミエ様は)弁護士を選任しなければならない可能性が高いと思います。

最後に恐れ入りますが、限られた時間の中で、「確認書(または同意書または承諾書)」及びこの説明書、さらには各種資料を作成していますので、間違いもあるかと思ひます。

軽微な間違いはご容赦いただき、万一重大と思われる間違いがありましたら訂正しますので、お知らせください。

よろしくお願い申し上げます。

〒850-0033

長崎県長崎市万才町2番7号 松本ビル203

司法書士 安部高樹事務所

司法書士 安部高樹

TEL 095-826-4451

Fax 095-826-4425